

審査意見（要綱）

（仮称）ゆばらニューファーム計画に係る環境影響評価調書について、湯原町長、関係地域住民及び学識経験者の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、事業の実施に際しては、調書で明らかにした環境保全対策の実施はもとより、環境保全上必要な措置を講ずることとされたい。

記

1. 自然環境保全項目

(1) 地象

計画地に近接する温泉については、工事着手前から供用後適切な期間まで湧出量及び泉質の調査を行い、必要に応じ適切な措置を講ずること。

また、重機による移植を積極的に行うなど、森林植生の早期回復に努めること。

(2) 植物

ア 樹木の伐採は最小限にとどめるとともに、法面、造成緑地等の緑化に当たっては、周辺に生育する樹木から採取した種子による播種工の実施について検討すること。

イ 重要種等の移植に当たっては、工事中的影響を十分考慮するとともに必要に応じ学識経験者の指導を得て適切な場所に移植し、移植後は定期的に生育状況の調査を行うこと。

ウ 植林地及び水辺等の自然復元並びに湯谷川上流域の水辺樹林の整備に当たっては、極力重機の使用を控え、当該区域及びその周辺環境への影響を最小限に留めるよう留意すること。また、これらの自然復元等の実施には長期間を要するため、施工及び事後管理についての具体的な計画を策定すること。

(3) 動物

計画地及びその周辺の河川には、オオサンショウウオ、ヒダサンショウウオ等が生息しているので、工事に当たり濁水の流出防止等を十分実施し、これら貴重な動物の生息環境への影響を極力軽減させること。また、定期的にその生息状況を調査し、必要に応じ適切な措置を講ずること。

これらの自然保護に関する詳細事項については、岡山県自然保護条例に基づき岡山県及び湯原町と自然保護協定を締結すること。

2. 景観

- ア 県立自然公園の特別地域における工事に当たっては、改変を最小限に留めるとともに、周辺景観に十分配慮した植栽を行うこと。
- イ ホテル等の建築物の形態、意匠、色彩等に配慮するとともに、調整池、擁壁等構造物の前面には隠蔽植栽を施し周辺景観との調和を図ること。

3. 生活環境保全項目

(1) 大気質

工事に当たっては、資材運搬車両の通行及び建設機械の稼働に伴う粉じんの飛散防止に努めること。

(2) 水質

- ア 工事に当たっては、濁水及び酸性水の発生防止対策を十分講じるとともに、酸性水の中和処理施設の維持管理を十分行うこと。また、調整池、周辺水域等において定期的に水質調査を実施し、必要に応じ適切な措置を講ずること。
- イ 利用者数の季節変動が大きいと考えられるので、汚水処理施設の構造及び維持管理に十分留意するとともに排出水の水質を定期的に測定し、必要に応じ適切な措置を講ずること。
- ウ 農薬・肥料の使用に当たっては、環境に十分配慮した使用計画を策定するとともに、周辺水域の水質について継続的に調査を行い、必要に応じて対策を講ずること。

(3) 騒音・振動

工事に当たっては、事前に防音対策を実施した上で低騒音型の施工機械を使用するとともに作業時間に留意することなどにより、周辺民家への騒音を低減させること。また、工事中の騒音・振動について調査し、必要に応じ適切な措置を講ずること。

4. その他

(1) 環境管理計画

地域の環境保全に万全を期するため、県と協議の上、環境管理計画を策定し、当該事業が環境に及ぼす影響を把握し、その結果を事業の実施に反映させること。

(2) 工事中の対策

工事に当たっては、環境保全のための作業マニュアルを作成し、工事関係者に徹底すること。

(仮称) ゆばらニューファーム計画の
概要及び関係地域住民への周知結果

1. 事業計画

(1) 事業の名称

(仮称) ゆばらニューファーム計画

(2) 事業者

株式会社湯原国際カントリークラブ

(3) 事業目的

総合保養地整備法(リゾート法)に基づき承認された「蒜山・美作リゾート構想」の重点整備地区として、また、湯原町の総合福祉計画とも整合した特色あるリゾートを整備するとともに、雇用の促進と地域産業の振興や住民生活の向上に貢献する。

(4) 計画位置

真庭郡湯原町禾津(いなつ)、本庄(ほんじょう)、豊栄(とよさか)地区

(5) 土地の現況と利用

現 況 (単位 : ha(%))		計 画 (単位 : ha(%))	
山林・原野	2 4 6 (93.2)	施設用地	4 4 (16.7)
田畑	1 6 (6.0)	法面	2 4 (9.1)
道路	1 (0.4)	造成緑地等	1 7 (6.4)
その他	1 (0.4)	自然緑地	1 6 4 (62.1)
		[自然環境保全ゾーン]	[17(6.4)]
		その他	1 5 (5.7)
計	2 6 4 (100)	計	2 6 4 (100)

備考：計画地の一部(91ha)は、湯原奥津県立自然公園に含まれており、そのうち、35haが改変(特別地域の改変は1.6ha)される。

(6) 計画諸元

ゾーン名	面積(ha)	計 画 諸 元
ゴルフ場ゾーン	1 5 8	18 ホール、パー72、最大利用者 210 人
レジヤーズン	2 2	ホテル 2 棟、692 室、最大利用者 1,384 人
宿泊ゾーン	3 0	集合住宅 21 棟、213 戸、最大利用者 936 人
住宅ゾーン	3 7	住宅地 97 区画、最大利用者 340 人
自然環境保全ゾーン	1 7	

(7) 工事

工期 約 6 年、移動土量 約 400 万立方メートル（ゴルフ場ゾーン：約 170 万立方メートル）

2. 関係地域住民への周知結果

(1) 概要書の配布等

湯原町禾津、本庄、豊栄地区（計 126 戸）を対象に、調書の縦覧、説明会の実施について記した文書と概要書の配布を行った。

(2) 縦覧期間

平成 8 年 4 月 15 日(火)～平成 8 年 5 月 1 日(水)（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 縦覧場所

湯原町役場、湯原国際カントリークラブ現地事務所

(4) 説 明 会

平成 8 年 4 月 26 日(金) 午後 7 時 10 分～午後 9 時 50 分:湯原ふれあいセンター

(5) 意見書の提出

4 通